

類似工事施工実績の事前登録について

北海道では、平成19年度に「入札契約制度の適正化に係る取組方針」を定め、一般競争入札に電子入札を導入するなど、適正な入札契約制度の確立に取り組んでいます。

これに併せて、上川総合振興局では、「類似工事施工実績の事前登録」を実施し、入札参加申請手続の簡素化に努めております。

なお、事前登録をしない場合であっても、申請の都度、関係資料を提出することで、入札参加は可能です。

記

1 受付対象

上川総合振興局の管内に主たる営業所を有する事業者

2 対象工事又は業務

元請けとして、過去15年間に完成し、引き渡しを完了した請負工事及び委託業務。

例 令和6年度の登録では、平成21年4月1日から令和6年3月31日の期間。

※工種については、類似工事施工実績登録書（別紙1）に記載のある工種とします。

3 提出書類

(1) 令和〇年度類似工事施工実績登録書（別紙1） 2部（代表者印が押印されたもの）

注：〇は提出年度です。

(2) 類似工事施工実績を証明する書面

契約書、設計書、設計図面、JV協定書、JV附属協定書、CORINS登録書等実績を証明する書類の写し。

なお、発注元は、国、北海道、市町村、土地改良区等とします。

共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上のものを対象とします。

(3) 返信用封筒（送付先を記載した返信用切手貼付の定形封筒）

申請に必要な資料の提出は、郵送又は持参とし、郵送の場合は料金分の切手が添付された定形封筒が必要となります。

4 受付期間

随時受付をしております。

登録書交付までお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

5 受付窓口（資料等送付先）

北海道上川総合振興局総務課主査（事業管理）

旭川市永山6条19丁目1-1 上川合同庁舎

電話：0166-46-5909（直通）

6 実績登録書の取扱い

(1) 実績登録書の交付

郵送の場合、書類確認後、「実績登録書」に確認済印を押印し返送します。

(2) 実績登録書の有効期間

登録工種の施工時期により、当該年度を除く過去15年間に該当するものを有効とします。

(3) 実績登録書の利用

ア 事前登録した内容が、類似工事の要件を満たす場合、入札参加申請時には確認済みの「実績登録書」(写)を添付することで、類似工事の施工実績説明資料として取り扱いますので、契約書、設計書等の添付資料が省略できます。

なお、未登録の工事実績は、従前どおり取り扱います。

また、登録済みの内容であっても、必要に応じて確認する場合があります。

7 その他

(1) 資料の作成に要する経費は、申請者負担とし、提出された書類は返却いたしません。

(2) 実際の入札への参加申込みに当たっては、公告内容に従うものとします。

(3) 新規登録及び更新による登録内容の変更を行います。ただし、通常の入札事務を優先しますので、「実績登録書」の交付に時間を要する場合があります。

(4) 企業の合併や名称が変更となった場合は、交付済の「実績登録書」は有効ですが、入札に参加申請する際には、変更となった事由の説明資料を添付してください。

また、登録内容を同じくする場合(部分)は、交付済みの「実績登録書」(写)の添付で対応しますので、この場合も、変更となった事由の説明資料を添付してください。